

## 【高圧ガス・質量販売購入者※の皆さま】

※ 工業用、農業用用途でLPガスを使用している者、露店など  
ガスメーターを介さずにLPガスを使用している者

# 島根県LPガス価格高騰

# 緊急支援給付金申請要領

第2版（令和5年9月28日）

## 島根県LPガス価格高騰緊急対策事業事務局

LPガス価格高騰緊急対策事業事務センター

〒690-0887

島根県松江市殿町111 松江センチュリービル3F

TEL：0852-67-3641

FAX：0852-67-3642

Email：[shimane-lpg-kyufukin@sanin-chuo.co.jp](mailto:shimane-lpg-kyufukin@sanin-chuo.co.jp)

HP：<https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp>

この給付金の業務の一部は、株式会社山陰中央新報社に委託しています。  
申請に係る情報につきましては、本事業の目的以外には使用しません。

# 目次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| I. 島根県LPGガス価格高騰緊急支援給付金について    |    |
| 1. 目的 .....                   | 1  |
| 2. 実施主体 .....                 | 1  |
| 3. 本事業の対象者 .....              | 2  |
| 4. 申請可能補助額 .....              | 2  |
| 5. 給付金支給までの流れ .....           | 3  |
| 6. 申請可能期間 .....               | 4  |
| 7. 給付金受給の留意事項 .....           | 4  |
| 8. 相談・お問い合わせ、申請先 .....        | 5  |
| 申請書類の様式 .....                 | 6  |
| II. Q&A .....                 | 14 |
| III. 給付金事業における公的施設の取り扱い ..... | 16 |

# I. 島根県LPガス価格高騰緊急支援給付金について

## 1. 目的

県内LPガス使用者の内、ガスボンベやタンク等でLPガスを購入・使用（工業・農業用、露店など）している者に対して、LPガス使用量に応じた給付金を支給することで、LPガス価格高騰の影響緩和を図ることを目的としています。

### 【支給の対象となる消費者】

島根県内において、ガスボンベやタンク等でLPガスを購入・使用（工業・農業用、露店など）しており、対象期間（令和5年1月～9月）の間に、購入した実績がひと月以上ある方が対象です。

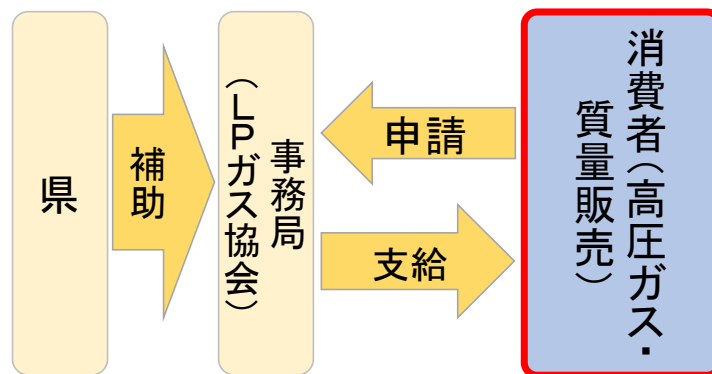
- ※ プタンガスを含みます。
- ※ 詳細はQ&Aを参照してください。

## 2. 実施主体

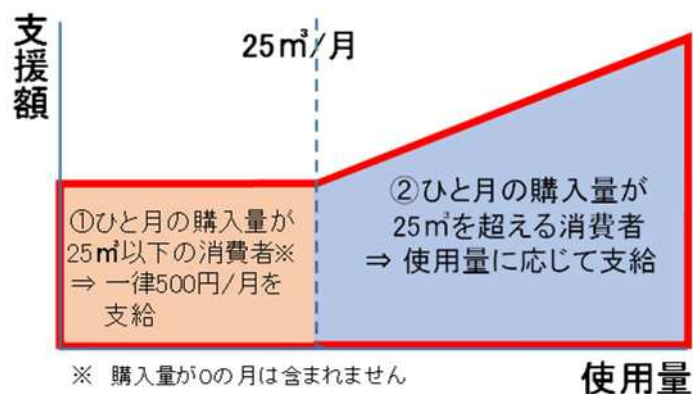
島根県LPガス価格高騰緊急支援給付金は、島根県と一般社団法人島根県LPガス協会（以下「協会」という。）が「間接補助金交付事業（以下「本事業」という。）」として実施します。

※事業のイメージ図

### (1) 給付金支給の流れ



### (2) 給付金額の考え方



### 3. 本事業の対象者（高圧ガス・質量販売購入者）

本事業の対象者は、次の各号の要件をすべて満たす消費者です。

- (1) 対象期間（令和5年1月から9月）のうち、工業用用途でL Pガスを島根県内で使用している者、農業用用途でL Pガスを島根県内で使用している者及び露店などガスメーターを介さずにL Pガスを島根県内で使用している者のいずれかであること。  
※ 申請は、法人、個人単位でしてください。  
※ 毎月の初日から月末までの日（9月分の例：9/1～9/30の間）をひと月分とします。
- (2) 申請時点で島根県内に居住又は事業所を有すること。
- (3) 国・県・市町村および国・県・市町村から委託または補助等でL Pガス料金が補填される施設の管理者でないこと。  
※ 詳しくは、別紙「給付金事業における公的施設の取り扱い」をご確認ください。
- (4) その他補助金等によりL Pガス料金に対する支援（補助率等は問わない）を受けていないこと。
- (5) 島根県税の滞納がないこと。
- (6) 申請事業者又は法人の役員が、暴力団等の反社会勢力との関係を有しないものであること。
- (7) 社会通念上、給付金交付を受けることが相応しくない者<sup>※</sup>でないこと。  
※ ① 提出書類に虚偽の記載がある者  
② 申請要領に違反または著しく逸脱した行為をする者  
③ 不正行為をする者

### 4. 給付金支給額（(1)+(2)）

【上限額 1,200,000 円/月（9月分は 600,000 円/月）】

※ 島根県内で消費することを目的としたL Pガス購入量が対象

※ 質量販売の方で、使用後の残量について販売事業者から返金を受ける場合は、その残量を差し引いた使用量部分が給付金の対象となりますのでご注意ください。なお、給付金支給後、残量に対する返金を受けた場合は、給付金返還の対象となります。

- (1) 購入量が0 m<sup>3</sup>/月超かつ 25 m<sup>3</sup>/月以下の月

➤ 500 円/月（9月分は 250 円/月）

例①：令和5年1月の購入量が10 m<sup>3</sup>の場合

➤ 500 円

例②：令和5年1月は購入していない場合

➤ 0 円

例③：令和5年9月の購入量が10 m<sup>3</sup>の場合

➤ 250 円 ※ 9月分は 250 円/月

- (2) 購入量が25 m<sup>3</sup>/月を超えている月

➤ **購入量 (m<sup>3</sup>) × 20 円/m<sup>3</sup>(9月分は×10 円/m<sup>3</sup>)**

例①：令和 5 年 1 月の購入量が 2,000 m<sup>3</sup>の場合

➤ 2,000 m<sup>3</sup>×20 円/m<sup>3</sup>=40,000 円

例②：令和 5 年 1 月の購入量が 70,000 m<sup>3</sup>の場合

➤ 70,000 m<sup>3</sup>×20 円/m<sup>3</sup>=1,400,000 円

→上限額を超えているため給付金額は「1,200,000 円」

例③：令和 5 年 9 月の購入量が 2,000 m<sup>3</sup>の場合

➤ 2,000 m<sup>3</sup>×10 円/m<sup>3</sup>=20,000 円 ※ 9月分は×10 円/m<sup>3</sup>

## 5. 給付金支給までの流れ

### (1) 事前準備

対象期間（令和5年1月から9月）の間にガスボンベやタンク等でL Pガスを購入した実績が分かる書類（検針票、領収書、請求書等）と通帳の写し（表紙および表紙の裏面部分）を用意してください。

L Pガスをm<sup>3</sup>単位でなくkg単位で購入している場合は、事務局 HP「島根県L Pガス価格高騰緊急対策事業」(<https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp>)にアクセスいただき、HP 内の（ガスボンベやタンク等をご利用の方）「オンライン申請が難しい方はコチラ」から「(様式第1号別紙1)換算表（プロパンガス用）」又は「(様式第1号別紙2)換算表（ブタンガス用）」をダウンロード後、必要事項を記入してください。

※ 購入実績が分かる書類を紛失した場合は、ご契約のガス販売店へご相談ください。

※ L Pガスをm<sup>3</sup>単位でなくkg単位で購入している場合、プロパンガスは1 kg⇒0.482 m<sup>3</sup>、ブタンガスは1 kg⇒0.355 m<sup>3</sup>に換算し申請していただきます（小数点第二位を四捨五入切捨て）。

※ 口座情報として、金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義（漢字・カナ）を確認しますので、通帳の写しは表紙だけでなく表紙の裏面部分も準備してください。

### (2) 実績報告兼交付申請

#### オンライン申請の場合

事務局 HP「島根県L Pガス価格高騰緊急対策事業」(<https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp>)にアクセスしてください。HP 内の（ガスボンベやタンク等をご利用の方）「オンライン申請はコチラ」から入力画面に移り、使用実績等の必要事項を入力、(1)で準備いただいた書類データを添付し、申請してください。

※ 入力の途中で内容の一時保存はできません。事前に HP 内の（ガスボンベやタンク等をご利用の方）「オンライン申請が難しい方はコチラ」から「(様式第1号)(高圧ガス・質量販売購入者用)L Pガス価格高騰緊急支援給付金実績報告書兼交付申請書」をダウンロードしていただき、入力内容の確認や下書きの準備等のご対応をお願いします。

- ※ 通帳等をご確認いただき必要事項をご入力ください（ゆうちょ銀行口座の場合、通帳見開きページ記載の口座番号をご入力ください）。
- ※ (1)で準備いただいた書類は、PDF 等データファイルに変換し、添付してください。

オンライン申請が難しいため郵送等により申請する場合

事務局 HP「島根県 LP ガス価格高騰緊急対策事業」(<https://shimalpg.jp/kyufukin2023/>) にアクセスしてください。HP 内の（ガスボンベやタンク等をご利用の方）「オンライン申請が難しい方はコチラ」から「(様式第1号) (高圧ガス・質量販売購入者用) LP ガス価格高騰緊急支援給付金実績報告書兼交付申請書」をダウンロードしていただき、使用実績等の必要事項を記入、(1)で準備いただいた書類を添付し郵送等で申請してください。

※ 通帳等をご確認いただき必要事項をご入力ください（ゆうちょ銀行口座の場合、通帳見開きページ記載の口座番号をご入力ください）。

### (3) 給付金支給

「(様式第2号) (高圧ガス・質量販売購入者向け) 島根県 LP ガス価格高騰緊急支援給付金額の確定通知書」にて、給付金額確定のお知らせをします。

給付金実績報告書兼交付申請書に記載の口座に給付金を振り込みます。

※ 申請書受付から給付金支給まで概ね1ヵ月程度を予定しています。

※ 「LP ガス 株式会社」の名義で振り込みます。

## 6. 申請受付期間

令和5年10月2日（月）～令和5年12月11日（月）

※ オンライン申請・・・令和5年12月11日（月）17時まで  
郵送による申請・・・令和5年12月11日（月）必着

## 7. 給付金受給の留意事項

### (1) 使用実績、使用場所の確認

使用実績等について、LP ガス価格高騰緊急対策事業事務センターから販売事業者を確認することがあります。また、使用場所の現地確認を行う場合があります。

### (2) 関係書類の保管

本事業の関係書類は、給付金支給後5年間保存してください。

### (3) 虚偽や法令違反が判明した場合

本事業は「補助金適正化法」に基づき実施されます。もし給付金の不正受給が行われた場合には、交付決定の取消・返還命令、不正内容の公表等や、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

また、申請書類や実績報告書類の記載内容に虚偽がある場合や法令違反が明らかなる場合は、当該法令による罰則のほか、採択取消、交付決定取消、交付済み給付金の全額返還（加算金付き）等の処分を受ける可能性がありますので、事実と異なる記載内容とならないようご注意ください。

## 8. 相談・お問い合わせ、申請先

島根県LPガス価格高騰緊急対策事業事務局

LPガス価格高騰緊急対策事業事務センター

〒690-0887

島根県松江市殿町111 松江センチュリービル 3F

TEL：0852-67-3641

FAX：0852-67-3642

Email：shimane-lpg-kyufukin@sanin-chuo.co.jp

HP：https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp



ホームページ

QRコード

LPガス価格高騰緊急支援給付金実績報告書兼交付申請書

一般社団法人島根県LPガス協会 会長 様

所在地  
名称  
代表者

|        |  |
|--------|--|
| 担当者    |  |
| 電話番号   |  |
| E-mail |  |

島根県LPガス価格高騰緊急支援給付金について、島根県LPガス価格高騰緊急対策事業申請要領に基づき、下記のとおり給付金実績報告及び給付金交付申請をします。

記

1. 事前に了承いただきたい事項 ※確認のうえ、チェックをつけてください。

- 島根県税の滞納はありません。
- 暴力団等の反社会勢力との関係を有していません。
- 他のLPガス価格高騰にかかる支援や補助金等の交付を受けていません。
- 購入実績等について、LPガス価格高騰緊急対策事業事務センターから販売事業者を確認することに同意します。また、使用場所の現地確認を行う場合があることに同意します。

2. 主な使用場所

[Blank box for main usage location]

3. 実績報告及び交付申請

- ※ 各月のLPガス購入量がわかる納品書、領収書等を添付ください。請求書等を紛失した場合、ご契約されているガス販売店へ相談してください。
- ※ 購入量はm<sup>3</sup>単位で記入ください。kg単位で購入している場合、「(様式第1号別紙1)換算表(プロパンガス用)」又は「(様式第1号別紙2)換算表(ブタンガス用)」を記入し添付してください。
- ※ 質量販売の方で、使用後の残量について販売事業者から返金を受ける場合は、その残量を差し引いた使用量部分が給付金の対象となりますのでご注意ください。なお給付金支給後、残量に対する返金を受けた場合は、給付金返還の対象となります。
- ※ 原則、申請者名称と請求書等の名義は一致している必要がありますが、異なる場合は、請求書等に同一の者である旨、記載してください。

(単位: m<sup>3</sup>・円)

| 購入月 | 購入量 (m <sup>3</sup> ) ……A<br>※小数点第一位まで。第二位以下は切捨て<br>※プロパンガス、ブタンガスの合計 | 給付金額 (購入量 A×20円 (9月は×10円))<br>※25m <sup>3</sup> 以下は一律500円 (0m <sup>3</sup> は対象外のため0円)<br>※各月の上限は120万円 (9月の上限は60万円) |
|-----|--|--|
| 1月  |  |  |
| 2月  |  |  |
| 3月  |  |  |
| 4月  |  |  |
| 5月  |  |  |
| 6月  |  |  |
| 7月  |  |  |
| 8月  |  |  |
| 9月  |  |  |
| 合計  |  |  |

|            |   |
|------------|---|
| <b>申請額</b> | 円 |
|------------|---|

4. 給付金振込口座

- ※ 口座を確認できる通帳ページ (①表紙および②表紙の裏面で下記の情報を記載のページ) の写しを添付ください。
- ※ 通帳等をご確認いただき必要事項をご記入ください (ゆうちょ銀行口座の場合、通帳見開きページ記載の口座番号をご記入ください)。

|              |       |         |       |  |  |  |
|--------------|-------|---------|-------|--|--|--|
| (フリガナ) 金融機関名 |       | 金融機関コード |       |  |  |  |
| (フリガナ) 支店名   |       | 支店コード   |       |  |  |  |
| 預金種別 (該当に○)  | 1. 普通 |         | 2. 当座 |  |  |  |
| 口座番号         |       |         |       |  |  |  |
| 口座名義 (カナ)    |       |         |       |  |  |  |
| 口座名義 (漢字)    |       |         |       |  |  |  |



LPガス価格高騰緊急支援給付金実績報告書兼交付申請書

一般社団法人島根県LPガス協会 会長 様

所在地 松江市殿町1番地
名称 株式会社 島根〇〇
代表者 代表取締役 島根 太郎

Table with 2 columns: Field (担当者, 電話番号, E-mail) and Value (島根 花子, 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇, shimane@pref.shimane)

島根県LPガス価格高騰緊急支援給付金について、島根県LPガス価格高騰緊急対策事業申請要領に基づき、下記のとおり給付金実績報告及び給付金交付申請をします。

記

1. 事前に了承いただきたい事項 ※確認のうえ、チェックをつけてください。

- 島根県税の滞納はありません。
暴力団等の反社会勢力との関係を有していません。
他のLPガス価格高騰にかかわらず、購入実績等について、LPガス価格高騰に確認することに同意します。

県内の主な使用場所を記入ください
露店の場合は、「〇〇市内 露店」等とご記入ください

2. 主な使用場所

松江市内 △△工場

3. 実績報告及び交付申請

- ※ 各月のLPガス購入量がわかる納品書、領収書等を添付ください。請求書等を紛失した場合、ご契約されているガス販売店へ相談してください。
※ 購入量はm単位で記入ください。kg単位で購入している場合、「(様式第1号別紙1)換算表(プロパンガス用)」又は「(様式第1号別紙2)換算表(ブタンガス用)」を記入し添付してください。
※ 質量販売の方で、使用後の残量について販売事業者から返金を受ける場合は、その残量を差し引いた使用量部分が給付金の対象となりますのでご注意ください。なお給付金支給後、残量に対する返金を受けた場合は、給付金返還の対象となります。
※ 原則、申請者名称と請求書等の名義は一致している必要がありますが、異なる場合は、請求書等に同一の者である旨、記載をしてください。

(単位: m³・円)

Main table with columns: 購入月, 購入量 (m³) ... A, 給付金額 (購入量A x 20円 (9月はx10円))

Summary row: 申請額 1,238,000 円

4. 給付金振込口座

- ※ 口座を確認できる通帳ページ (①表紙および②表紙の裏面で下記の情報に記載のページ) の写しを添付ください。
※ 通帳等をご確認いただき必要事項をご記入ください (ゆうちょ銀行口座の場合、通帳見開きページ記載の口座番号をご記入ください)。

Bank account information table with fields: 金融機関名, 支店名, 預金種別, 口座番号, 口座名義 (カナ), 口座名義 (漢字)

### 換算表 (kg→m<sup>3</sup>) (プロパンガス用)

＜換算割合＞ 1 kg → 0.482m<sup>3</sup>  
※小数点第二位以下を切捨て

| No. | 領収書No等 | 月分 | 納入量 (kg) | 換算後納入量 (m <sup>3</sup> )<br>※小数点第二位以下を切捨て |
|-----|--------|----|----------|---|
| 1   |        |    |          |   |
| 2   |        |    |          |   |
| 3   |        |    |          |   |
| 4   |        |    |          |   |
| 5   |        |    |          |   |
| 6   |        |    |          |   |
| 7   |        |    |          |   |
| 8   |        |    |          |   |
| 9   |        |    |          |   |
| 10  |        |    |          |   |
| 11  |        |    |          |   |
| 12  |        |    |          |   |
| 13  |        |    |          |   |
| 14  |        |    |          |   |
| 15  |        |    |          |   |
| 16  |        |    |          |   |
| 17  |        |    |          |   |
| 18  |        |    |          |   |
| 19  |        |    |          |   |
| 20  |        |    |          |   |
| 合計  |        |    |          |   |

#### 【各月納入量合計表】

| 月分  | 納入量 (kg) | 換算後納入量 (m <sup>3</sup> ) |
|-----|----------|--------------------------|
| 1月分 |          |                          |
| 2月分 |          |                          |
| 3月分 |          |                          |
| 4月分 |          |                          |
| 5月分 |          |                          |
| 6月分 |          |                          |
| 7月分 |          |                          |
| 8月分 |          |                          |
| 9月分 |          |                          |
| 合計  |          |                          |

換算表 (kg→m<sup>3</sup>) (プロパンガス用)

＜換算割合＞ 1 kg → 0.482m<sup>3</sup>  
 ※小数点第二位以下を切捨て

| No. | 領収書No等 | 月分  | 納入量 (kg)  | 換算後納入量 (m <sup>3</sup> )<br>※小数点第二位以下を切捨て |
|-----|--------|-----|-----------|---|
| 1   | 10110  | 1月分 | 27.0      | 13.0                                      |
| 2   | 10500  | 1月分 |           | 13.0                                      |
| 3   | 11000  | 2月分 |           | 20.0                                      |
| 4   | 20008  | 3月分 | 50,000.0  | 24,100.0                                  |
| 5   | 21155  | 3月分 | 50,000.0  | 24,100.0                                  |
| 6   | 30004  | 3月分 | 45,228.3  | 21,800.0                                  |
| 7   | 30444  | 4月分 | 63.2      | 30.4                                      |
| 8   | 45004  | 5月分 | 10.0      | 4.8                                       |
| 9   | 46004  | 5月分 | 10.7      | 5.1                                       |
| 10  | 48815  | 7月分 | 10.4      | 5.0                                       |
| 11  | 50004  | 8月分 | 3.0       | 1.4                                       |
| 12  | 65242  | 8月分 | 3.2       | 1.5                                       |
| 13  | 44458  | 9月分 | 4.2       | 2.0                                       |
| 14  |        |     |           | 0.0                                       |
| 15  |        |     |           | 0.0                                       |
| 16  |        |     |           | 0.0                                       |
| 17  |        |     |           | 0.0                                       |
| 18  |        |     |           | 0.0                                       |
| 19  |        |     |           | 0.0                                       |
| 20  |        |     |           | 0.0                                       |
| 合計  |        |     | 145,428.5 | 70,096.2                                  |

納入量 (kg) を入力すると、自動入力されます

No. 21~NO. 50までは「非表示」にしています。必要な場合は「再表示」にして入力してください

## 【各月納入量合計表】

| 月分  | 納入量 (kg)  | 換算後納入量 (m <sup>3</sup> ) |
|-----|-----------|--------------------------|
| 1月分 | 54.0      | 26.0                     |
| 2月分 | 41.5      | 20.0                     |
| 3月分 | 145,228.3 | 70,000.0                 |
| 4月分 | 63.2      | 30.4                     |
| 5月分 | 20.7      | 9.9                      |
| 6月分 | 0.0       | 0.0                      |
| 7月分 | 10.4      | 5.0                      |
| 8月分 | 6.2       | 2.9                      |
| 9月分 | 4.2       | 2.0                      |
| 合計  | 145,428.5 | 70,096.2                 |

### 換算表 (kg→m<sup>3</sup>) (ブタンガス用)

<換算割合> 1 kg → 0.355m<sup>3</sup>  
※小数点第二位以下を切捨て

| No. | 領収書No等 | 月分 | 納入量 (kg) | 換算後納入量 (m <sup>3</sup> )<br>※小数点第二位以下を切捨て |
|-----|--------|----|----------|---|
| 1   |        |    |          |   |
| 2   |        |    |          |   |
| 3   |        |    |          |   |
| 4   |        |    |          |   |
| 5   |        |    |          |   |
| 6   |        |    |          |   |
| 7   |        |    |          |   |
| 8   |        |    |          |   |
| 9   |        |    |          |   |
| 10  |        |    |          |   |
| 11  |        |    |          |   |
| 12  |        |    |          |   |
| 13  |        |    |          |   |
| 14  |        |    |          |   |
| 15  |        |    |          |   |
| 16  |        |    |          |   |
| 17  |        |    |          |   |
| 18  |        |    |          |   |
| 19  |        |    |          |   |
| 20  |        |    |          |   |
| 合計  |        |    |          |   |

#### 【各月納入量合計表】

| 月分  | 納入量 (kg) | 換算後納入量 (m <sup>3</sup> ) |
|-----|----------|--------------------------|
| 1月分 |          |                          |
| 2月分 |          |                          |
| 3月分 |          |                          |
| 4月分 |          |                          |
| 5月分 |          |                          |
| 6月分 |          |                          |
| 7月分 |          |                          |
| 8月分 |          |                          |
| 9月分 |          |                          |
| 合計  |          |                          |

高圧ガス・質量販売購入者用

換算表 (kg→m<sup>3</sup>) (ブタンガス用)

＜換算割合＞ 1 kg → 0.355m<sup>3</sup>  
 ※小数点第二位以下を切捨て

| No. | 領収書No等 | 月分  | 納入量 (kg)  | 換算後納入量 (m <sup>3</sup> )<br>※小数点第二位以下を切捨て |
|-----|--------|-----|-----------|---|
| 1   | 10110  | 1月分 | 27.0      | 9.5                                       |
| 2   | 10500  | 1月分 | 27.0      | 9.5                                       |
| 3   | 11000  | 2月分 | 41.5      | 14.7                                      |
| 4   | 20008  | 3月分 |           | 7,750.0                                   |
| 5   | 21155  | 3月分 |           | 7,750.0                                   |
| 6   | 30004  | 3月分 | 45,228.3  | 16,056.0                                  |
| 7   | 30444  | 4月分 | 63.2      | 22.4                                      |
| 8   | 45004  | 5月分 | 10.0      | 3.5                                       |
| 9   | 46004  | 5月分 | 10.7      | 3.7                                       |
| 10  | 48815  | 7月分 | 10.4      | 3.6                                       |
| 11  | 50004  | 8月分 | 3.0       | 1.0                                       |
| 12  | 65242  | 8月分 | 3.2       | 1.1                                       |
| 13  | 44458  | 9月分 | 4.2       | 1.4                                       |
| 14  |        |     |           | 0.0                                       |
| 15  |        |     |           | 0.0                                       |
| 16  |        |     |           | 0.0                                       |
| 17  |        |     |           | 0.0                                       |
| 18  |        |     |           | 0.0                                       |
| 19  |        |     |           | 0.0                                       |
| 20  |        |     |           | 0.0                                       |
| 合計  |        |     | 145,428.5 | 51,626.4                                  |

納入量 (kg) を入力すると、  
自動入力されます

No. 21～NO. 50までは「非表示」にしています。  
必要な場合は「再表示」にして入力してください

## 【各月納入量合計表】

| 月分  | 納入量 (kg)  | 換算後納入量 (m <sup>3</sup> ) |
|-----|-----------|--------------------------|
| 1月分 | 54.0      | 19.0                     |
| 2月分 | 41.5      | 14.7                     |
| 3月分 | 145,228.3 | 51,556.0                 |
| 4月分 | 63.2      | 22.4                     |
| 5月分 | 20.7      | 7.2                      |
| 6月分 | 0.0       | 0.0                      |
| 7月分 | 10.4      | 3.6                      |
| 8月分 | 6.2       | 2.1                      |
| 9月分 | 4.2       | 1.4                      |
| 合計  | 145,428.5 | 51,626.4                 |

(様式第1号 別紙3)

高圧ガス・質量販売購入者

## LPガス購入実績に係る証明書 (令和5年1月～9月)

(購入した消費者)

所在地

名称

代表者

○月別の購入実績

|    | 納入日 及び 購入量<br>※購入量をご購入されている「m <sup>3</sup> 」単位又は「kg」単位でご記入ください。<br>(記入例) 「8/1 15.3m <sup>3</sup> 、8/28 40.0m <sup>3</sup> 、計 55.3m <sup>3</sup> 」 |       |
|----|---|-------|
|    | プロパンガス  | ブタンガス |
| 1月 |   |       |
| 2月 |   |       |
| 3月 |   |       |
| 4月 |   |       |
| 5月 |   |       |
| 6月 |   |       |
| 7月 |   |       |
| 8月 |   |       |
| 9月 |   |       |

○購入量合計 (令和5年1月～9月)

(単位: m<sup>3</sup> 又は kg)

|    | プロパンガス | ブタンガス |
|----|--------|-------|
| 合計 |        |       |

上記の購入実績について、相違ないことを証明します。

(LPガス販売事業者)

年 月 日

事業者名

代表者職・氏名

販売登録番号

印

(様式第2号)

高圧ガス・質量販売購入者用

令和5年 月 日

## 島根県LPガス価格高騰緊急支援給付金額の確定通知書

申請者〇〇 様

島根県LPガス協会 会長  
(公印省略)

令和〇年〇月〇日付けで提出のあった実績報告書兼交付申請書について、下記のとおり給付金の額を確定したので通知します。

記

確定額 〇〇〇〇〇円

## II. Q&A（高圧ガス・質量販売購入者向け）

| No. | 分類  | 質問  | 回答   | 備考     |
|-----|-----|---|--|--------|
| 1   | 目的  | 事業の目的及び趣旨は何か？   | 高圧ガスや質量販売を利用している消費者に給付金支給を行うことで、LPガス価格高騰の負担軽減を図ることが目的です。   |        |
| 2   | 対象  | 給付金を受けるために手続きは必要か？  | 事務局へ申請が必要です。   |        |
| 3   | 対象  | 対象期間のひと月の考え方は？  | 毎月月初から月末までの期間（9月分の例：9/1～9/30の間）をひと月とします。   |        |
| 4   | 対象  | 購入頻度は高くないが、対象期間の中で一度でもLPガスを購入していれば対象か？                        | 対象期間（令和5年1月から9月検針分）の間に、ひと月でも購入実績があれば対象です。  |        |
| 5   | 対象  | 8月31日に購入したものを9月10日から使用したが、何月の実績と考えたらよいか？                      | 購入日を基準に考えるため、8月の実績になります。   |        |
| 6   | 対象  | 露店を開きガスボンベを利用している場合、事業所は県内にあり主な利用場所も県内だが、県外でも利用している場合、対象になるか？ | 事業所が県内にあり、かつ主な利用場所が県内であれば、対象になります。   |        |
| 7   | 対象  | 納入（購入）場所が県外であっても対象か？  | 事業所の住所が県内であり、かつ利用場所が主に県内であれば対象です。  |        |
| 8   | 対象  | 申請までに県外へ移転する場合は対象になるか？  | 申請時点において、県内に事業所がない場合は対象になりません。   |        |
| 9   | 対象  | 申請までに事業を廃業する場合は対象になるか？  | 申請時点において、県内に事業所がない場合は対象になりません。   |        |
| 10  | 対象  | ブタンガスは対象になるか？   | 対象になります。   |        |
| 11  | 対象  | 自動車用（タクシー等）の燃料タンクは対象か？  | 対象外です。   |        |
| 12  | 対象  | 家庭用のカセットコンロは対象になるか？   | 対象外です。   |        |
| 13  | 対象  | 市役所や公民館等は支給の対象か？  | 「国・県・市町村」および「国・県・市町村から委託または補助等でLPガス料金が補填される施設の管理者」は対象になりません。ただし、施設の利用者がLPガス料金を全額負担している場合は対象になります。詳しくは、別紙「給付金事業における公的施設の取り扱い」を参照ください。   | 第2版で更新 |
| 14  | 対象  | 高圧ガス保安法に該当する工業利用だが、メーターで用量を管理されている。この給付金の対象か？それとも値引き事業の対象か？   | 本給付金の対象です。値引き事業や大量消費者への補助事業の対象ではありません。   |        |
| 15  | 申請  | kg単位でガスを購入しているため、m単位の実績がわからない。                                | プロパンガスは1kg⇒0.482m <sup>3</sup> 、ブタンガスは1kg⇒0.355m <sup>3</sup> に換算（小数点第二位を四捨五入切捨て）し、申請いただけます。事務局HPから「（様式第1号別紙1）換算表（プロパンガス用）」又は「（様式第1号別紙2）換算表（ブタンガス用）」をダウンロードいただき、記入したものを申請書に添付して提出してください。 |        |
| 16  | 申請  | 請求書等に納入日が明記されていないため、何月分の実績かわからない。                             | 申請には購入日を確認できる書類が必要です。ご契約のLPガス販売事業者へご相談ください。  |        |
| 17  | その他 | 請求書や領収書等を紛失した場合は再発行できるか？                                      | ご契約されているLPガス販売事業者へご相談ください。   |        |

### <第2版追加分>

| No. | 分類 | 質問   | 回答   | 備考     |
|-----|----|--|--|--------|
| 18  | 対象 | （前提）事業者の場合<br>事務所部分はメーターにより管理されたLPガスを給湯等に利用していて、工場部分はタンクで供給を受けLPガスを利用している場合、値引きや給付金はどうか？ | 事務所部分は値引きの対象になり、また対象期間（令和5年1月から9月）の間にメーター単位で25m <sup>3</sup> /月超の利用があれば給付金の対象にもなります。工場部分は給付金の対象になります。自身がどの給付金の対象か不明な場合は、契約のガス販売店へご確認ください。  | 第2版で追加 |
| 19  | 対象 | 高圧ガス・質量販売の給付金は、個人も対象か？   | 法人に限らず個人も対象です。   | 第2版で追加 |
| 20  | 対象 | 高圧ガス保安法の対象だがメーターを介して計測している場合、「●月分の使用料」はどの期間で区切って考えたらよいか？                                 | 販売店が発行する検針票、請求書、領収書等に記載されている使用期間をご確認いただき、例えば毎月16日検針の場合、「8/17～9/16」または「9/17～10/16」のいずれかを9月検針分として決めていただけます。そこを起点に令和5年1月検針分までさかのぼり対象とします。<br>※9月検針分は、9月使用分を1日以上含んでいるものから決めていただきます。<br>※使用期間についてご不明な場合は、契約のガス販売店へお問い合わせください。 | 第2版で追加 |



| No. | 分類  | 質 問  | 回 答  | 備 考         |
|-----|-----|--|--|-------------|
| 21  | 対象  | 質量販売で、使用後の残量について販売事業者から返金を受ける場合、どのように給付金を申請するか？                                      | 質量販売の方で、使用後の残量について販売事業者から返金を受ける場合は、その残量を差し引いた使用量部分が給付金の対象となりますのでご注意ください。なお給付金支給後、残量に対する返金を受けた場合は、給付金返還の対象となります。  | 第2版で追加      |
| 22  | 対象  | 島根県「医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金」を受け取る場合、給付金の対象から除外されるか？                                | 対象から除外されません。   | 第2版で追加      |
| 23  | 申請  | 質量販売で、同月内に複数回kg単位の購入をしている場合、換算表はどう記入するか？   | 購入時ごとの購入量を換算表に記入し、m単位の購入量を算出してください。  | 第2版で追加      |
| 24  | 申請  | 高圧ガス保安法の対象で①②を併せてLPGガスを利用している場合、給付金の申請はどうしたらよいか？<br>①タンク（kg単位）を購入<br>②メーターを介して使用量を計測 | 対象期間の各月において、①は暦月（毎月1日～30日）の購入量合計、②は毎月の検針における使用量をもとに、合算して申請してください。<br>（例）5月にプロパンガスのタンクを2回購入（52.3kg…換算後25.2m <sup>3</sup> 、18.5kg…換算後8.9m <sup>3</sup> ）し、メーターを介して62.8m <sup>3</sup> 利用している場合⇒5月分として「96.9m <sup>3</sup> 」を申請 | 第2版で追加      |
| 25  | 申請  | 質量販売の領収書や納品書にガスの購入量（容量）が書かれていない場合、どうしたらいいか？  | 購入量が書かれていない場合、証拠書類にできません。販売事業者に相談し、証明書に購入量を記載されることで証拠書類にできます。  | 第2版で追加      |
| 26  | その他 | 給付金は、法人税や所得税の課税対象か。  | 本給付金は、通常の補助金・給付金と同様に、課税されることが考えられますが、課税対象となるかどうかについては、お近くの税務署や税理士にご確認ください。   | 第2版10/24で追加 |
| 27  | その他 | 給付金は、消費税の課税対象か。  | 給付金は、消費税の課税対象ではなく、消費税を含みません。   | 第2版10/24で追加 |

## 給付金事業における公的施設の取り扱い

Q 公的施設について、給付金の支給対象となるか？

A 次の①・②に該当する場合は対象になりません

- ① LPガスの契約主体が国・県・市町村である場合
- ② LPガス料金に国・県・市町村からの委託費または補助金等が充当されている場合

### 【ポイント】

- ① について、LPガスの契約主体が国、地方公共団体の場合は申請できません
- ② について、LPガス料金に一部であっても公金が充当されている場合は支給の対象外になります

一方、LPガス料金に公金が全く充当されていない場合、支給の対象に含まれます

#### <具体例①>

- ・ 施設の運営にかかる国、地方公共団体等からの委託費や補助金の対象にLPガス料金が含まれておらず、全額、施設の管理者がLPガス料金を負担している場合

#### <具体例②>

- ・ 施設の利用者がLPガス料金を全額負担している場合